参考資料４－２

○京都市大学のまち交流センター条例施行規則

平成12年６月30日規則第29号

改正

平成13年３月１日規則第97号

平成14年３月29日規則第117号

平成15年３月31日規則第119号

平成16年３月31日規則第145号

平成17年３月29日規則第87号

平成18年３月30日規則第167号

平成19年３月29日規則第95号

平成20年２月22日規則第70号

平成21年３月26日規則第76号

平成21年３月31日規則第99号

平成25年３月15日規則第54号

平成26年３月28日規則第190号

平成27年３月６日規則第75号

平成31年３月28日規則第83号

令和４年５月11日規則第10号

京都市大学のまち交流センター条例施行規則

（使用許可の申請）

第１条　京都市大学のまち交流センター条例（以下「条例」という。）第５条の規定により使用の許可を受けようとするものは、京都市大学のまち交流センター使用許可申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、条例第３条第１項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

（１）　付属設備使用明細書（付属設備を使用しようとする場合に限る。第２号様式）

（２）　その他指定管理者が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、講習室を１年以上５年以内の間使用しようとするものは、京都市大学のまち交流センター講習室特例使用許可申請書（第３号様式）に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、講習室の使用の許可を受けたもの（前項の申請書を提出したもの

に限る。）で付属設備を使用しようとするものは、京都市大学のまち交流センター付属設備使用許可申請書（第４号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（受付期間）

第２条　前条第１項の規定による申請（講習室の使用の許可の申請を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（１）　条例別表備考１に規定する大学等が条例第１条に規定する交流活動に使用しようとする場合　使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の６箇月前の月の初日

（２）　その他の場合　使用日の属する月の３箇月前の月の初日

２　講習室の使用の許可の申請及び前条第３項の規定による申請の受付期間は、別に定める。

（使用の許可）

第３条　指定管理者は、第１条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

（使用料）

第４条　条例別表に掲げる付属設備の使用料は、別表第１のとおりとする。

（使用料の還付）

第５条　条例第９条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその金額は、別表第２のとおりとする。

（使用料の減免）

第６条　条例第10条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（特別の設備）

第７条　条例第11条第１項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他指定管理者が必要と認める書類を指定管理者に提出しなければならない。

（補則）

第８条　この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、総合企画局長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成12年７月１日から施行する。

（平成31年度における年間使用料の還付金額）

２　平成31年度における第５条の規定により還付する使用料の金額については、別表第２講習室（条例第８条第３項に規定する年間使用料を納入したものに限る。）の項中「条例別表に掲げる額を12で除して得た額に、使用しなかった月の数を乗じて得た額」とあるのは、「平成31年４月から同年９月までの間（以下「前期」という。）に使用しなかった月がある場合にあっては京都市大学のまち交流センター条例の一部を改正する条例（平成31年３月28日京都市条例第64号。以下「改正条例」という。）の規定による改正前の条例別表に掲げる額を12で除して得た額に、前期において使用しなかった月の数を乗じて得た額、同年10月から平成32年３月までの間（以下「後期」という。）に使用しなかった月がある場合にあっては改正条例の規定による改正後の条例別表に掲げる額を12で除して得た額に、後期において使用しなかった月の数を乗じて得た額（使用しなかった月が前期及び後期のいずれにもある場合にあっては、これらの額を合計した額）」と読み替えて、別表第２の規定を適用する。

附　則（平成13年３月１日規則第97号）

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成14年３月29日規則第117号）

この規則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成15年３月31日規則第119号）

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月31日規則第145号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。ただし、第５条から第７条までの改正規定及び別表第２の次に１表を加える改正規定は、同年10月１日から施行する。

附　則（平成17年３月29日規則第87号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月30日規則第167号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月29日規則第95号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年２月22日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年３月26日規則第76号）

この規則は、平成21年４月７日から施行する。

附　則（平成21年３月31日規則第99号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月15日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年３月28日規則第190号）

（施行期日）

１　この規則は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成27年３月６日規則第75号）

（施行期日）

１　この規則は、平成27年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附　則（平成31年３月28日規則第83号）

（施行期日）

１　この規則は、平成31年10月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この規則による改正後の京都市大学のまち交流センター条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

３　改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（令和４年５月11日規則第10号）

この規則は、令和４年６月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

区分			単位	使用料
音響設備	拡声装置		１チャンネル	円 1,570
	マイクロホン		１本	1,570
	無線マイクロホン装置	講義室において使用する場合	１チャンネル（４チャンネルを超えるチャンネルに限る。）	1,570
		会議室又はホールにおいて使用する場合	１チャンネル	3,140
映写設備	スライドプロジェクター		１台	1,570
	オーバーヘッドプロジェクター			1,570
	オーバーヘッドカメラ			1,570
	ビデオプロジェクター			3,140
	ビデオプロジェクター・ブルーレイディスクプレーヤーセット		一式	3,660
	テレビ・ブルーレイディスクプレーヤーセット			3,660
遠隔講義システム			一式	6,280
茶道具			一式	2,610

備考

１　この表に掲げる使用料の額は、条例別表に掲げる使用時間の区分の１区分当たりの額とする。

２　映写設備を講義室、演習室又は講習室において使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の２分の１に相当する額とする。

３　遠隔講義システムを使用する場合における通信に要する費用は、使用者の負担とする。

別表第２（第５条関係）

区分	還付する場合	還付金額

講習室（条例第８条第３項に規定する年間使用料を納入したものに限る。）	管理上の都合により使用の許可を取り消した場合	条例別表に掲げる額を12で除して得た額に、使用しなかった月の数を乗じて得た額（当該額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合	
	使用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合	
その他	管理上の都合により使用の許可を取り消した場合	全額
	災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合	２分の１に相当する額
	使用日の２週間前までに使用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合	

第１号様式（第１条関係）

第1号様式(第1条関係)

京都市大学のまち交流センター使用許可申請書

（あ　て　先）指　定　管　理　者	年　月　日
申請者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(団体にあっては、名称及び代表者名) 電話　　—

京都市大学のまち交流センター条例第5条の規定により使用の許可を申請します。

使用する施設						
使用する日	年　月　日 (　曜日)	年　月　日 (　曜日)	年　月　日 (　曜日)	年　月　日 (　曜日)	年　月　日 (　曜日)	
使用する時間の区分						
使用する人数	人	人	人	人	人	
付属設備の使用の有無	□有　□無	□有　□無	□有　□無	□有　□無	□有　□無	
特別の設備の有無	□有　□無	□有　□無	□有　□無	□有　□無	□有　□無	
使用の目的						
催しの概要　名称						
催しの概要　主催者名						

注　該当する□には、レ印を記入してください。

第２号様式（第１条関係）
第2号様式(第1条関係)

付　属　設　備　使　用　明　細　書

申請者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)			申請者の氏名(団体にあっては、名称及び代表者名) 電話　　―			
使　用　す　る　施　設						
使　用　す　る　日			年　　月　　日(　　曜日)			
使用する時間の区分						
区　　分	品　　名	単　　位	使　用　料	使　用　数	使用回数	金　　額
			円			円

注　使用回数は、使用時間の区分ごとに、当該使用を1回として算定してください。

第３号様式（第１条関係）
第3号様式(第1条関係)

京都市大学のまち交流センター講習室特例使用許可申請書

（あて先）　　指定管理者	年　　月　　日
申請者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(団体にあっては、名称及び代表者名) 電話　　—

京都市大学のまち交流センター条例第5条の規定により使用の許可を申請します。	
使用する施設	第　　講習室
使用する期間	年　月　日から　年　月　日まで
特別の設備の有無	□有　　□無
使用の目的	

注　該当する□には、レ印を記入してください。

第４号様式（第１条関係）
第4号様式(第1条関係)

京都市大学のまち交流センター付属設備使用許可申請書

（あて先）　　指定管理者	年　　月　　日
申請者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(団体にあっては、名称及び代表者名) 電話　　—

京都市大学のまち交流センター条例第5条の規定により使用の許可を申請します。						
使用する施設	第　　講習室					
使用する日						
使用する時間の区分	□1講時 □2講時 □3講時 □4講時 □5講時 □6講時 □7講時					
区　　分	品　　名	単位	使用料	使用数	使用回数	金　　額
			円			円

注1　該当する□には、レ印を記入してください。
2　使用回数は、使用時間の区分ごとに、当該使用を1回として算定してください。